

JA種子屋久 協同組合大学開講 「第3期受講生募集中」

協同組合の原点に立ち返り、JAの存在意義や役割を学ぶことで幅広い視点を持った地域・農業を担う次世代リーダーの育成を目的として「JA種子屋久協同組合大学」を開講します。ともに語りあい、力をあわせ、地域の未来をつくっていきませんか。

- 受講期間 : 令和元年7月～11月(5回開催)
- 受講内容 : 基礎講座→協同組合・JAについて理解する
専門講座→営農や暮らしに役立つ情報の提供
(受講者要望講座・島外視察研修等)
- 受講対象 : 30歳代～40歳代の正組合員あるいは准組合員
- 募集人員 : 12名程度(各支所3名)※定員に達し次第締め切りとさせていただきます。
- 受講料 : 無料
- 募集締切 : 令和元年6月10日(月)

※お申込み・お問い合わせについては、本所総務人事課またはお近くの支所までご連絡ください。

【総務人事課 TEL 0997-27-1211(内線150)】

組合員資格をもう一度ご確認ください

当JAでは組合員資格に変更が生じた場合、定款第3章の定めにより速やかに書面での変更手続きが必要となります。大変お手数ですが、該当される方は最寄りのJA各支所窓口で手続きしていただきますよう、よろしくお願い致します。

◎ 正組合員とは？

- ① 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所またはその経営に係る土地または施設が、この組合の地区内にあるもの。
- ② 1年の内90日以上農業に従事する個人であって、その住所またはその従事する農業に係る土地または施設が、この組合の地区内にあるもの。
- ③ 農業を営む法人であって、その事業所またはその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

◎ 准組合員とは？

- ① この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- ② この組合から第7条1項第2号から第4号まで、または第13号の事業に係る物資の供給または役務の提供を1年以上継続して受けている、この組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの・・・など。

